新規就農者を応援します 国の農業関連補助事業のお知らせ

事業名 農業次世代人材投資事業(経営開始型)

交 付 額 就農1年目~3年目は150万円、4年目~5年目は120万円を交付。最長5年間交付しますが、前 年世帯所得が600万円(交付額含む)を超える場合は、交付停止となります。

申請要件 すべて満たす必要があります。

- 1 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満の新規就農者であり、農業経営者となることにつ いて強い意欲を有していること。
- 2 認定新規就農者(青年等就農計画の認定を受けた者)であること。
- 3 青年等就農計画が、農業次世代人材投資申請追加資料と要件が適合していること。
- 4 農業経営を開始して5年後までに、農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること(5年目 には所得が250万円以上の計画であること)。
- 5 生活保護・失業手当など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給とならないこと。
- 6 自ら農地の所有権もしくは利用権を交付対象者が有していること(農地が親族名義でも利用権 設定をすること)。
- 7 主要な機械・施設を交付対象者が所有または借りていること。
- 8 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引をすること。
- 9 交付対象者の農産物等の売上や経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳および帳 簿で管理していること。
- 10 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

※継承経営する場合は、親(親族等)の経営作目と同作目でないこと。

- 11 市が作成する人・農地プランに位置付けられていること。
- 12 交付期間終了後、交付期間と同期間以上の営農を継続すること。
- 13 青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入していること。
- 14 申請時において、前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。
- 15 交付対象者には、専属サポート(農業者)を加えること。
 - ■親元に就農する場合であっても、親の経営から独立した部門経営を行う場合や、親の経営に従 事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象となります。ただし、交付期間中に 新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取り組みを行い、新規参入者と同等の経営 リスクを負って経営を開始する経営開始計画であること。

中間評価 経営開始3年目終了時に中間評価を行います。5年目の所得目標の概ね1/2を達成していないもの は、交付を中止します。

説明会および受付日時 4月7日(水)①10時~ ②13時30分~

※受け付けの際に要件等の就農計画(作目・面積・農地・就農状況)を確認します。

なお、本事業は予算範囲内で実施しますので、申し込みされても採択されない場合があります。あらかじ めご了承ください。

受け付け場所 市役所 2 階 農林水産課(申請者本人が提出してください)

【申請・問い合わせ先】農林水産課 電話42-2111 (内線412)

春の全国交通安全運動 運動期間 4月6日(火)~4月15日(木)

交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(土)

〈運動の重点〉

- 1. 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2. 自転車の安全利用の推進
- 3. 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

【問い合わせ先】つがる市交通安全対策協議会(市役所総務課内) 電話42-2111 (内線342)

大雪で倒壊した農業用ハウス等を支援します

事業内容(地域担い手育成支援タイプ)

- 1 対象経費 パイプハウスの再建・修繕・撤去費用
- 人・農地プランに位置付けられた中心経営体・認定農業者等 2 対象者
- 3 補助率 事業費の3/10以内(上限額600万円)。ただし、園芸施設共済加入者は共済金の国費相当額 とあわせて事業費の1/2相当。

受け付けの条件 ①大雪により倒壊したパイプハウス等であること。

- ②採択された場合は、金融機関から、融資を受けること。
- ③ハウスの再建・修繕後は、園芸施設共済に加入すること(復旧した施設の耐用年数の期間)。
- ④再建・修繕費が50万円を超えること。

提出書類 被災した施設の写真(複数枚)、規模(間□・奥行等)・位置・導入時期が分かるもの、見積書、共済 加入者は証書または支払金明細書の写し、確定申告書の写し、減価償却がわかるもの、消費税申告

書の写し

申し込み 3月25日(木)までに、農林水産課へお申し込みください。

※支援事業の内容は、変更 となる場合があります。

【申し込み・問い合わせ先】農林水産課 電話42-2111 (内線412)

松くい虫被害・ナラ枯れ被害の予防にご協力ください

松くい虫被害は、マツノマダラカミキリという昆虫によって運ばれるマツノザイセンチュウという小さな線 虫が松の木に侵入することによってマツが枯れる伝染病で、深浦町と南部町で被害が発生しています。

またナラ枯れ被害は、カシノナガキクイムシという昆虫が運ぶナラ菌によってミズナラやカシワなどのナラ 類が枯れる伝染病で、つがる市内でも被害が発生しています。これらの被害が拡大すると、農林水産業をはじ めとする産業・経済のほか自然景観などに影響を与えることから、次のことについてご協力をお願いします。

- 1 マツノマダラカミキリとカシノナガキクイムシは、マツとナラ類を伐採した際に発生する臭いに集まる 習性があるため、昆虫の活動期(6月~9月)には、マツとナラ類を伐採しないようにしましょう。
- 2 マツ丸太やマツ苗木、ナラ丸太を他県から持ち込むと、県内に松くい虫被害やナラ枯れ被害を呼び込む 可能性があるため、県内産のものを利用しましょう。
- 3 身の回りで枯れているマツやナラ類を見つけたら連絡下さるようお願いします。

【問い合わせ先】市役所農林水産課

電話42-2111 (内線417)

西北地域県民局林業振興課

電話0173-72-6613

セミナー「縮む社会と向き合う地域運営のポイント」

人口減少時代に、住民自らが身近な課題解決を考える機会としてセミナー「縮む社会と向き合う地域運営の ポイント」を開催します。住民参加型地域づくりの第一人者・川北秀人氏らを講師に、つがる市の人口分析を 踏まえたこの先の「共助」の在り方を一緒に考えましょう。 ※川北氏はオンライン出演。

対象者 各自治会・老人クラブ・婦人会等の関係者、関心ある住民の方

時 3月18日 (木) 13時30分~15時45分 Н

場 松の館視聴覚室、稲垣ふれあいセンター (オンラインで同時開催)

申し込み 3月15日(月)までに電話または右のQRコードからお申し込みください。

定 員 各会場40人







「国民健康保険税」第9期 「介護保険料」第9期 「公共下水道使用料」 「利用者負担額(保育料)」

「後期高齢者医療保険料」第9期 「住宅使用料」

「農業集落排水処理施設使用料」

の納期限となっています。

口座振替日は3月31日です。

口座振替で納付している方は、残高の確認をお願いします。